

東大阪市財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市財務規則の一部を改正する規則

東大阪市財務規則（昭和 4 2 年東大阪市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(違反行為等の届出) 第 2 0 8 条 各部等の長、会計管理者、資金前渡職員又は第 3 項各号に<u>定める職員</u>が法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段の規定により本市に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に<u>定める職員</u>にあつては各部等の長を、同項第 3 号及び第 4 号に<u>定める職員</u>にあつては会計管理者を、資金前渡職員にあつては当該支出命令をした各部等の長及び会計管理者を経なければならない。 (1) ～ (4) (略) 2 (略) 3 法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。 (1) ～ (5) (略)	(違反行為等の届出) 第 2 0 8 条 各部等の長、会計管理者、資金前渡職員又は第 3 項各号に<u>掲げる職員</u>が法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段の規定により本市に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に<u>掲げる職員</u>にあつては各部等の長を、同項第 3 号及び第 4 号に<u>掲げる職員</u>にあつては会計管理者を、資金前渡職員にあつては当該支出命令をした各部等の長及び会計管理者を経なければならない。 (1) ～ (4) (略) 2 (略) 3 法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。 (1) ～ (5) (略)

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。